

クリエイティブ・ラボ・フクオカ協賛映画上映事業

募集要項

1 事業趣旨

福岡市では、今年も9月から10月にかけて「アジアを創る」をコンセプトに「アジアンパーティ」を開催する予定です。「アジアンパーティ」は、クリエイティブな関連イベントを集中開催し、連携して国内外へ情報発信することで、クリエイティブ・エンターテインメント都市としてのブランディングと、クリエイティブ関連産業の振興を図るものです。

この度、クリエイティブ・ラボ・フクオカでは、「アジアンパーティ」と連携し、相乗効果を生み出すため、クリエイティブ・ラボ・フクオカの協賛事業として、下記の条件を満たす映画上映事業を募集します。

2 対象事業

市民が多様な映像作品に触れる機会の確保及び市内映像関連産業の振興に資する事業のうち、下記の条件を全て満たすもの。

- (1) 主として映画の上映を行う事業
- (2) 3日以上連続して開催される事業
- (3) 福岡市内の会場で実施される事業
- (4) 令和5年9月1日～同年10月31日に実施される事業

3 応募できない事業

以下の事業は原則として協賛の対象とならず、応募できません。

- (1) 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する事業
- (2) 慈善事業への寄付を目的として行われる事業
- (3) 特定の企業名等を事業名に付す事業
(ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除く)
- (4) コンクール・コンテストのみを目的とする事業

(注) 企業からの協賛金等や民間の助成団体・国や地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける事業についても対象となりえますが、その場合は申込書の所定欄に必ずその旨を記載するとともに、助成金や補助金等の費目が指定されている場合は、それらを併せて記載してください。また、本事業の協賛金とそれらの費目が重複しないようにしてください。

4 対象事業者

次の要件を全て満たす者

- (1) 福岡市内で開催された映画上映事業に主催者として携わった実績があること。
- (2) 申込者（申込者が法人や団体の代表者の場合は、法人や団体の役員を含む）が福岡

市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 条。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、または同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」）、または暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 明朗な会計、経理を実施、報告できる事業者であること。

5 協賛内容

申請事業に要する全体事業費のうち、対象経費の総額の 2 分の 1 以内で、かつ 1 事業あたり 20 万円を上限として協賛金を交付（別紙「対象経費一覧表」参照）。

※会場費は対象経費となりませんが、市有施設を会場として利用する場合は、利用料を減免出来る場合があります。

※災害等の影響により、当該事業が中止となった場合については、その時点で当該事業に要した対象経費について、協賛決定額の範囲内で認定し、交付します。

※協賛金額は、事業終了後に提出していただく事業報告書及び収支決算書を精査のうえ、交付します。

6 協賛件数

3 件程度

7 協賛条件

(1) 事業の宣伝広報等については、当協議会事務局と連携をとり、協力すること。

(2) 事業終了後、当協議会事務局に対し、速やかに実績の報告を事業報告書及び収支決算書等を用い行うこと。

(3) その他必要に応じて当協議会事務局と連携・協力すること。

8 応募方法

下記書類を期日までに電子メールでご提出下さい（郵送不可）。

(1) 提出期限

令和 5 年 6 月 30 日（金）

(2) 提出書類

① 申込書【様式第 1 号】

※主催者についての概要資料（規約等）を添付してください。

② 誓約書【様式第 2 号】

③ 役員名簿【様式第 3 号】

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます。

（監査役、幹事、事務局長は含まない。）

※②③の情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部への照会に使用します。

④ 事業企画書（A 4 版片面で最大 10 枚）

⑤ 収支予算書

※④⑤の様式は問いません。④については、広報手段や計画を記載するようにしてください。また従事者名簿（備考欄に職務内容（ex:「当日受付」「広報」）を記載すること）を添付してください。

⑤の支出欄については別紙「対象経費一覧表」の項目、細目、内訳に該当することが分かるように記載してください。

(3) 提出方法

上記(2)①～⑤を下記アドレス宛にご提出ください。

contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※容量20MBを超える電子媒体は、複数に分けて送信いただくか、ファイル転送サービス等のURLを添付ください。

9 質問書の受付

(1) 受付期間

令和5年6月21日（水）～6月26日（月）まで

(2) 質問方法

質問の内容を質問書【様式第4号】に記載し、電子メールにて事務局宛てにお送りください。電話による質問には、回答いたしません。

(3) 回答方法

質問内容及び回答については、ホームページにて公表します。

10 選定方法

「事業の内容や運営体制などの具体性・実現性」「地域経済の活性化・貢献度」「クリエイターの人材育成や交流」といった視点に基づき、外部審査員を含む有識者で構成される選定委員会で書類審査を実施し、企画書内容及び実績等を総合的に判断して採択事業を決定します。

※書類審査のみで、プレゼンテーション等はいりません。

※各選定委員の合計得点をもって総合順位を決することとしますが、評価点数が満点の6割に満たない事業については協賛対象としません。

11 結果通知

(1) 通知日（予定）

令和5年7月上旬

(2) 通知方法等

審査結果は、採択された方にのみ文書（メール）にて7月上旬までに通知します。電話等による問い合わせには、一切応じませんのでご注意ください。

12 その他

(1) 本事業の応募に関する資料作成及び提出にかかる一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出された企画書は非公開とし、応募書類は返却しません。

(3) 提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

13 問い合わせ先

クリエイティブ福岡推進協議会事務局（クリエイティブ・ラボ・フクオカ）

担当：榎園、岡部

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

TEL：092-733-5170 FAX：092-711-4354

メール：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

14 スケジュール

6月21日（水） 募集開始

6月26日（月） 質問受付〆切

6月30日（金） 応募書類提出〆切

7月上旬 書類選考

7月上旬 最終結果通知（以降、随時事業の実施・広報等について事務局と調整）

9月・10月 事業実施

事業終了後 事業報告書及び収支決算書提出後、協賛金交付

別紙：対象経費一覧表

項目	細目	内訳
作品借料	作品借料	作品借料（保険料、通関料、輸送費を含む。）
出演費・文芸費	出演費	司会者出演料、招待者出演料
	文芸費	演出料、プラン料、翻訳料、著作権使用料
上映費・設営費	上映費	上映費、映写機材使用料、映写技師謝金、 同時通訳関連機器等借り上げ料（障がい者対応に係る経費を含む。）、 字幕費・音声ガイド費（障がい者対応に係る経費を含む。）、オンライン配信経費（監督・キャスト挨拶等）
	設営費	会場設営・撤去費 ※会場利用料は除く
謝金・旅費・ 宣伝費等	謝金	作品選定・プログラミング料、コンクールに係る審査謝金、通訳謝金、会場整理員謝金、託児謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金
	旅費	交通費、宿泊費、日当 （設営から撤去までの期間で必要な場合のみ。） コンクールに係る審査旅費（事業期間中のみ。） 作品選定に係る調査旅費
	通信費	案内状送付料
	宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等）、 入場券等販売手数料、立看板費、 当該活動の告知用のウェブサイト作成料 ※手話等障がい者対応に係る経費を含む。
	印刷費	プログラム印刷費、カタログ印刷費、入場券印刷費、 チラシ印刷費、ポスター印刷費 ※手話等障がい者対応に係る経費を含む。
	記録費	録画費、録音費、写真費（複製に係る経費は除く。）、 配信費 ※当該活動の成果として記録するものに限る。
その他事業実施に必要な経費		上記に挙げる経費以外で事業実施に必要な経費（事務局運営費含む）